

## 第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画(R6 年～R8 年)の

## 目標値の設定について(案)

## (1) 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障がいのある方について、グループホーム等への地域生活移行を推進する。

## 【国の指針】

## ・施設入所者の地域生活への移行

令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6%以上を地域生活へ移行。

## ・施設入所者の削減

令和 4 年度末時点の施設入所者の 5%以上を削減。

## 【境港市の目標値】

- ① 令和8年度末までに施設入所者の 6%以上が地域生活へ移行

$$49 \text{ 人} \times 6\% = 2.94 \text{ 人} \approx 3 \text{ 人}$$

- ② 令和8年度末までに施設入所者数を 5%以上削減

$$49 \text{ 人} \times 5\% = 2.45 \text{ 人} \approx 2 \text{ 人}$$

項目	数 値
基準とする入所者数 令和4年度末の人数	49 人
目標年度入所者数 令和8年度末時点	47 人
【目標値】 縮減見込み②	2 人
【目標値】 地域生活移行数①	3 人

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病棟に長期入院されている方への地域移行及び地域定着について、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、活性化に向け取り組む。

### 【国の指針】

保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、協議の場の活性化に向けた取組が必要。

### 【境港市の目標値】

県と連携して、西部圏域での協議の場の開催を年に1回は行う。

項目	数値
【目標値】 開催の年度回数	1回

### (3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

障がいのある方の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点等について整備し、機能の充実をはかる。

#### 【国の指針】

令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

令和8年度末までに、強度行動障がいをもつ者に関し、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

#### 【境港市の目標値】

令和2年度に拠点は整備しており、その機能の充実のため、引き続き運用状況を検証及び検討する会を年に1回開催する。

また、強度行動障がいをもつ者に関し、状況等を確認し、関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

項目	数値
基準とする拠点数 令和4年度末の拠点数	1箇所
目標年度拠点数 令和8年度末時点	1箇所
【目標値】 運用状況の検証及び 検討の年度回数	1回
【目標値】 コーディネーターの配置人数	1名
【目標値】 強度行動障がいをもつ者に関 する支援体制の整備	整備済

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を活用して、一般就労に移行することを推進する。

(福祉施設の範囲：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型)

##### 【国の指針】

- ① 福祉施設から一般就労への移行を令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とする。  
うち、就労移行支援からの移行を 1.31 倍、就労継続 A 型からの移行を 1.29 倍、就労継続 B 型からの移行を 1.28 倍とする。
- ② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を就労移行支援事業所全体の5割以上とする。
- ③ 就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の 1.41 倍とする。
- ④ 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を2割5分以上とする。

##### 【境港市の目標値】

- ① 就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行者数を令和3年度実績の 1.28 倍とする。  
 $1人 \times 1.28 = 1.28人 \div 2人$ となるが、(A) + (B) + (C) の積み上げで、7人とする。  
(A) 就労移行支援を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の 1.31 倍以上  
 $0人 \times 1.31 = 0人$ のため、前回の数値目標と同じとし、2人とする。  
(B) 就労継続支援 A 型を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の 1.29 倍以上  
 $0人 \times 1.29 = 0人$ のため、前回の数値目標と同じとし、1人とする。  
(C) 就労継続支援 B 型を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の 1.28 倍以上  
 $1人 \times 1.28 = 1.28人 \div 2人$ だが、前回の数値目標と同じとし、4人とする。
- ② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を就労移行支援事業所全体の5割以上とする。
- ③ 就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の 1.41 倍とする。  
 $2人 \times 1.41 = 2.82人$ のため、3人とする。
- ④ 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を2割5分以上とする。

項 目	数 値
基準とする一般就労移行者数 令和3年度の人数	1人
【目標値】 令和8年度における一般就労移行者数① (A) + (B) + (C)	7人
基準とする就労移行支援を通じた移行者数 令和3年度の人数	0人
【目標値】 令和8年度における移行者数 (A)	2人
基準とする就労継続支援 A 型を通じた移行者数 令和3年度の人数	0人
【目標値】 令和8年度における移行者数 (B)	1人
基準とする就労継続支援 B 型を通じた移行者数 令和3年度の人数	1人
【目標値】 令和8年度における移行者数 (C)	4人
【目標値】 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合②	50%
【目標値】 就労定着支援事業の利用者数③	3人
【目標値】 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合④	25%

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【国の指針】

令和8年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上の設置を基本とする。

各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において障がい児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

【境港市の目標値】

項目	数 値	備 考
児童発達支援センターの設置 (現状値)	1箇所	市内で設置あり (NPO 法人陽なた)
【目標値】 令和8年度末時点	1箇所	現在の提供体制の 維持・拡充
児童発達支援センターや保育所 等訪問支援事業を活用したイン クルージョンを推進する体制の構築 (現状値)	構築済	NPO 法人陽なたが、児 童発達支援センターの役 割と保育所等訪問支援 事業を実施
【目標値】 令和8年度末時点	構築済	

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

【国の指針】

令和8年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。

【境港市の目標値】

項目	数 値	備 考
現状値	0 箇所	ただし、重症心身障がい児の受入れをして いる事業所は2箇所 (県立総合療育センター、 博愛こども発達・在宅支援クリニック)
【目標値】 令和8年度末時点	1 箇所	圏域での設置

③ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所

【国の指針】

令和8年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。

【境港市の目標値】

項目	数値	備考
現状値	1箇所	圏域での設置 (多機能型事業所ぴのきお) 重症心身障がい児の受入れをしている事業所は、他にも1箇所あり (博愛こども発達・在宅支援クリニック)
【目標値】 令和8年度末時点	1箇所	現在の提供体制の 維持・拡充

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場と医療的ケア児コーディネーターの配置

【国の指針】

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本とする。

【境港市の目標値】

項目	数値	備考
協議の場(現状値)	1箇所	圏域で設置
【目標値】 令和8年度末時点	1箇所	
コーディネーター(令和4年度末)	8名	市内での配置
【目標値】 令和8年度末時点	8名	

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

### 【国の指針】

令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置する（複数市町村による共同設置可）とともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても地域の相談支援体制の強化に努める。

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

### 【境港市の目標値】

項目	数値	備考
基幹相談支援センターの設置 (現状値)	0箇所	
【目標値】 令和8年度末時点	1箇所	複数市町村による共同設置も可
協議会体制の確保(現状値)	1箇所	鳥取県西部自立支援協議会において設置済
【目標値】 令和8年度末時点	1箇所	

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 【国の指針】

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

### 【境港市の目標値】

項目	数値	備考
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築(現状)	構築済	・障害福祉サービス等に係る各種研修へ職員が参加 ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、事業所と共有
【目標値】 令和8年度末時点	構築済	
指導監査結果の県との共有 (現状)	共有済	
【目標値】 令和8年度末時点	共有済	